

## 展示会出展費用助成金交付要綱

制 定 令和 7 年 12 月 12 日 経も第 706 号（経済局長決裁）  
最近改正 令和 8 年 4 月 21 日 経中第 47 号（経済局長決裁）

（趣旨）

- 第 1 条 この要綱は、展示会出展費用助成金（以下「本助成金」という。）の交付に  
関して必要な事項を定める。
- 2 中東情勢の変化やアメリカ合衆国（以下「米国」という。）による関税措置、日  
産自動車株式会社の経営再建策による影響を受けている市内事業者に対して、販路  
開拓のための展示会出展にかかる費用の一部を助成することにより、市内中小企業  
の経営基盤及び競争力強化を図ることを目的とする。
- 3 本助成金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月  
横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱  
の定めるところによる。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱における用語の定義は、補助金規則及び次の各号の定めるところに  
よる。

(1) 中小企業者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第 2 条第 1 項に定める中小企業者をい  
う。ただし、次のアからエまでに該当する者を除く。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）  
第 3 条第 1 項の適用を受けた飲食店（公序良俗に反するなど社会的に批判を受  
けるおそれがあるものに限る。）及び同法第 2 条第 5 項に定める性風俗関連特  
殊営業を営むもの

イ みなし大企業

ウ 政治・経済・文化団体

エ 宗教法人・団体

(2) みなし大企業

次のアからウまでのいずれかに該当する中小企業者をいう。この場合において、  
親会社となる企業が外国法人のときは、第 7 条第 1 項に定める交付申請書を送達  
した日における当該外国法人の資本金額（同日の為替レートにより日本円に換算  
した金額をいう。）及び常時使用する従業員数により、みなし大企業の該当の有  
無の確認を行うものとする。

ア 一の大企業（中小企業者以外の者）に発行済み株式総数又は出資総額の 2 分  
の 1 以上を所有又は出資されている中小企業者

イ 複数の大企業に発行済み株式総数又は出資総額の 3 分の 2 以上を所有又は出  
資されている中小企業者

ウ 役員半数以上を大企業の役員又は社員が兼務している中小企業者

(3) 展示会

主催者が出展者を公募し、各出展者が製品・サービス等を展示、発表する産業  
見本市・展示会をいう。

(4) 送達

本市からの通知を含め、相互の通信手段を総称して「送達」といい、横浜市電  
子申請・届出システムによる場合には、本要綱の各様式の内容に準じWeb上のフ

フォーム、システム等により通信することをいう。

- (5) 米国による関税措置  
米国第二次トランプ政権が発表した、国際緊急経済権限法若しくは1962年通商拡大法232条等に基づき、実行した又は今後実行する関税に関する一連の通商政策
- (6) 日産自動車株式会社の経営再建策  
日産自動車株式会社が令和7年5月13日に発表した、令和8年度までに自動車事業の営業利益およびフリーキャッシュフローの黒字化を目指して策定した経営再建計画
- (7) 中東情勢の変化  
令和8年2月28日以降に中東地域において発生した政治的、軍事的又は外交上の事象に起因し、当該地域又は国際社会に影響を及ぼす状況の変動をいう。
- (8) 中東地域  
外務省ウェブページの地域別インデックス（中東）で掲げる国及び地域をいう。

（申請者の要件）

第3条 本助成金の交付申請ができる者は、次の各号に定める要件の全てを満たす者とする。

- (1) 中小企業者であること。
- (2) 横浜市内に事業所を有し、第7条第1項に定める交付申請書を送達した日において、横浜市内で12か月以上継続して営業していること。
- (3) 次のいずれかに該当すること。
  - ア 米国関税措置の影響を受け、次の(ア)から(オ)のいずれかに該当するもの
    - (ア) 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少しているもの
    - (イ) 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少しているもの
    - (ウ) 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少しているもの
    - (エ) 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少しているもの
    - (オ) 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少しているもの
  - イ 日産自動車株式会社の経営再建策の影響を受けるもの
  - ウ 中東地域向け、又は最終的に中東地域で使用される製品・部品・材料等を製造・供給する企業で、中東情勢の変化による影響を受けるもの
- (4) 自法人が企画・開発・製造（国内委託加工含む）した製品・商品・サービスの販路拡大を目的に実施する事業に係る申請を行う者であること。ただし、コンサルタントの事業を営む事業者を除き、他の法人の製品を代理店等として販売する卸売業及び小売業も対象とする。
- (5) 本市が実施する脱炭素取組宣言制度（脱炭素取組宣言制度実施要綱（令和6年6月施行経中第195号））による取組宣言を行っていること。
- (6) 横浜市税（法人にあっては法人市民税を、個人事業主にあっては市・県民税をいう。）の納税義務者（非課税、課税免除、減免等となる者を含む。）であること。
- (7) 市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納がないこと。
- (8) 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。

2 次のいずれかに該当する者は助成対象者としなない。

- (1) 法令、条例、規則、この要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に反する行為を行っている者
- (2) 暴力団（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下「暴力団条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (3) 暴力団員（暴力団条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。）
- (4) 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 公序良俗に反する等のその他市長が適当でないとする者

（助成対象事業及び助成対象経費）

第4条 本助成金の対象とする事業（以下「助成対象事業」という。）は、次に掲げる各号の全てに該当する展示会へ出展するものとする。

- (1) 事業者との商談を開催趣旨とする展示会であり、販売（即売）を開催趣旨とした展示会ではないこと。
- (2) 日本国内で開催される展示会であること。（Web上でのみ開催される展示会は除く。）
- (3) 特定の顧客向けではなく一般に広く公開されており、自社の商品・サービス・技術・情報などを展示、宣伝するためのイベントであること。
- (4) 前回の出展者数が800社又は来場者数が15,000人以上の展示会。ただし初開催の展示会については、主催者が公表している出展者の目標数が800社又は来場者の目標数が15,000人以上であるもの。
- (5) その他市長が適当と認めるもの。

2 助成対象事業が次の各号のいずれかに該当するときは、助成対象にならないものとする。

- (1) 国、地方公共団体その他団体から助成や支援を受けているもの。
- (2) 前各号に定めるもののほか、市長が不適当と認めるもの。

3 助成対象事業の実施日は、交付決定があった日以降でなければならない。

4 助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表1に掲げる経費のうち、第12条に定める実績報告書等の提出期限までに支払いが全て完了したものとする。なお、当該経費は、申請日から遡って1年以内に支払いが完了している場合も対象とする。

5 前項に定める経費には、次の各号に該当する経費は助成対象経費から除外する。

- (1) 消費税及び地方消費税等相当額
- (2) 助成対象経費とそれ以外の経費の区別が難しいもの
- (3) 支払先が、助成対象者の役員又は役員の属する企業等であるもの
- (4) その他市長が助成対象経費として不適当と認めるもの

（助成率及び助成限度額等）

第5条 助成率及び助成対象限度額は別表2に定めるところによる。

2 助成金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 第1項及び前項に定める助成金の交付は、当該年度の予算の範囲内で行うものとする。

（募集期間）

第6条 市長は、募集を行おうとする年度ごとに期間を定め、募集を行う。

（交付申請）

第7条 本助成金の交付を受けるための申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、横浜市電子申請・届出システム、郵送又は持参により、次の各号に定める書類を添えて、市長が定める日までに送達しなければならない。

- (1) 展示会出展費用助成金交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（法人概要）（第1号様式の2）
- (3) 事業計画書（助成対象事業概要）（第1号様式の3）
- (4) 事業計画書（対象経費）（第1号様式の4）
- (5) 誓約書（第1号様式の5）
- (6) 非課税確認同意書（第1号様式の6）（事業所税、固定資産税及び都市計画税において非課税の税目がある場合。）

(7) 役員等一覧表（第1号様式の7）

(8) 要件確認書（第2号様式）

(9) 前号の要件を満たしていることが分かる根拠資料（決算書、売上台帳等）

(10) 次のいずれかのうち該当するもの。

ア 法人の場合、発行後3か月以内の法人登記簿謄本の写し（履歴事項全部証明書又は現在事項証明書の写し）

イ 個人事業主の場合、開業届の写し

(11) 本市に対する納税を証する書類であって、次のいずれかに該当するもの。

ア 法人の場合、直近1事業年分の法人市民税、事業所税及び申請日の属する年の前年4月から申請日の属する年の4月納付分の固定資産税及び都市計画税の納税証明書の写し（法人市民税が非課税の場合は滞納がない証明書の写し）

イ 個人事業主の場合、直近1年分の市・県民税の納税証明書の写し（市・県民税が非課税の場合は滞納がない証明書の写し）

(12) 本市が実施する脱炭素取組宣言制度（脱炭素取組宣言制度実施要綱（令和6年6月施行経中第195号））による取組宣言を行ったことが分かる書類

(13) 助成対象事業（展示会）の内容が分かる資料

(14) 見積書、領収書その他経費の内訳を証する書類の写し

(15) 前各号に規定するもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者が同一年度内に助成金の交付申請ができる回数は、1回とする。

3 補助金規則第5条第2項第2号に定める補助金等の交付を受けようとする者の資産及び負債に関する事項を記載した書類については、同条第3項の規定に基づき、省略させることができる。

4 助成対象事業を実施する場合は、補助金規則第24条ただし書きを適用する。

（申請内容の変更）

第8条 申請者は、第14条第2項に規定する本助成金の交付を受ける前までに、商号、代表者、登記上の本店所在地に変更が生じた場合は、展示会出展費用助成金交付申請内容変更届出書（第3号様式）に変更の事実を証明する書類を添付し、速やかに市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第9条 市長は、第7条による申請があったときは、当該申請内容を審査の上、助成金の交付又は不交付を決定する。

2 市長は、交付又は不交付の決定に基づき、交付の場合は展示会出展費用助成金交付決定通知書（第4号様式）により、不交付の場合は展示会出展費用助成金不交付決定通知書（第5号様式）により申請者に通知する。

3 市長は、必要があると認めたときは、交付決定に際し必要な条件を付すことがで

きる。

(申請の取下げ)

第10条 本助成金の交付決定を受けた者(以下「助成対象者」という。)は、前条に定める交付決定通知書の交付を受けた後にその内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請の取下げを行う場合には、展示会出展費用助成金交付申請取下届(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 申請の取下げができる期間は、交付決定通知を受理した日から起算して10日を経過した日までとし、申請の取下げがあったときは、当該申請に係る本助成金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事業計画の変更及び中止)

第11条 助成対象者は、助成事業計画等の内容を変更する場合、又は助成対象事業を中止する場合は、速やかに展示会出展費用助成金交付申請内容変更・中止申請書(第7号様式)を送達し、市長の変更承認を受けなければならない。

- 2 市長は承認を行うに当たり、必要に応じ条件を付し、又は交付決定の内容を変更することができる。
- 3 計画の変更により見積金額が増額となった場合は、当初交付決定額を上限として本助成金を交付する。
- 4 市長は、交付対象者から展示会出展費用助成金交付申請内容変更・中止申請書を受理したときは、その内容を審査し、展示会出展費用助成金交付申請内容変更承認・不承認通知書(第8号様式)又は展示会出展費用助成金中止承認兼交付決定取消通知書(第9号様式)を助成対象者に通知するものとする。

(事業実績報告)

第12条 助成事業者は、助成対象事業が完了したときは、市長が定める日までに、次の各号に定める書類(以下「実績報告書等」という。)を送達しなければならない。

- (1) 展示会出展費用助成金事業実績報告書(第10号様式)
  - (2) 事業実績報告書(詳細)(第10号様式の2)
  - (3) 事業実績報告書(対象経費)(第10号様式の3)
  - (4) 前号の実績報告書に記載された助成対象となる経費が支払済であることを証する書類
  - (5) 第9条の規定に基づき交付された交付決定通知書の写し
  - (6) その他市長が必要とする書類
- 2 補助金規則第14条第1項第3号の規定は、同条第4項の規定に基づき、省略させることができる。
  - 3 補助金規則第14条第5項第1号の規定は、本助成金では適用されないこととする。

(助成金交付額の確定)

第13条 市長は、前条に定める報告を受けたときは、当該報告書及びその添付書類等により、交付の対象となった事業の成果、経費の適切性等を審査したうえで、適当と認めるときには、本助成金の交付額を確定し、展示会出展費用助成金交付額確定通知書(第11号様式)により、助成事業者に通知するものとする。

- 2 前項の交付額は、第9条の規定に基づく交付額を上限とし、交付額より低額となる場合は、その額とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(助成金の請求等)

第14条 交付額確定通知書を受領した助成対象者は、速やかに、展示会出展費用助成金交付請求書(第12号様式)を市長に送達しなければならない。

2 市長は、前項の交付請求書に基づき、速やかに本助成金を交付する。

(調査権の留保)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、本助成金の使途について調査を行うことができる。

(交付決定の取消し等)

第16条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとし、交付決定を取り消した場合は、展示会出展費用助成金交付決定取消通知書(第13号様式)により通知することとする。

(1) 本助成金を他の用途で使用したとき

(2) 虚偽の申請、報告その他助成金の交付等に関連して不正の行為があるとき

(3) 本助成金の交付を受ける日までに第3条に定める助成対象者の要件に該当しなくなったにもかかわらず、第11条第1項の規定に基づく、市長への届出を怠ったとき

(4) 第4条に規定する助成対象事業の要件を満たさなくなった場合及び事業内容等を変更又は中止するにもかかわらず、第11条第1項の規定に基づく、市長への届出を怠ったとき

(5) 本助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件等に違反したとき

(6) 第12条に定める実績報告書類を適正に提出しなかった等、本助成金を交付することが適当でない認められる事由が発生したとき

(7) その他法令、条例、規則、この要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に違反したとき

(8) 公序良俗に反する行為があると認められるとき

(9) その他前各号に類する事由により市長が交付決定を取り消す必要があると認めたとき

2 前項各号の規定は、第13条による助成金の交付額の確定後においても適用があるものとする。

3 市長は、助成対象者が本条第1項各号に該当した場合、助成対象者等の名称及びその内容を公表することができる。

(助成金の返還)

第17条 市長は、前条の規定に基づき交付決定を取り消した場合において、既に本助成金が交付されているときは、展示会出展費用助成金返還請求書(第14号様式)により、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(警察本部等への確認)

第18条 市長は、必要に応じ申請者又は交付決定者が、第3条第2項第2号から第4号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

2 市長は、必要に応じ申請者又は交付決定者の市税の納税について、その者の同意に基づき、総務局長に対して確認を行うことができる。

(成果等に関する協力)

第19条 助成事業者は、市長が求めるときは、事業成果等に関するアンケート等への回答に協力することとする。

(助成事業者等の公表)

第20条 市長は、必要があるときは、助成事業者、事業成果及び支援内容の概要について公表することすることができる。

(関係書類の保存期間)

第21条 助成金関係書類の保存期間は、5年とする。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、経済局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月21日から施行する。

別表1（第4条）

助成対象経費	内 容
① 出展料	小間代、webサイトへの登録料等、出展条件として展示会主催者に支払う経費
② 施工費・装飾費	展示ブースの壁面や床面の工事及び照明やコンセントの電気工事等に係る経費、ブースのデザイン・装飾に係る経費
③ 設備リース料	展示ブースで使用する機器等のリース・レンタルに要する経費 例：モニター、スピーカー、机、椅子等
④ 電気使用料	展示ブースでの電気使用に係る経費
⑤ 運搬費	展示物の輸送、搬入・搬出に係る経費

別表2（第5条）

助成率	助成限度額
2分の1以内	30万円
3分の2以内※	30万円

※横浜グランドスラム企業である場合に限る（各4制度すべての認定・認証期間中の場合のみ）